

1 Minute News

小嶋税務会計事務所

〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5階

相続人の有無が不明なときの手続き

Q 相続の開始があった場合、相続財産は相続人に継承されますが、**相続人の有無が不明なとき**は、その財産はどうなるのでしょうか？また、その場合の手続きはどのようにおこなわれるのでしょうか？

解説

相続人がいない場合は、被相続人の財産は一定の手続きにより管理、清算され、**最終的に国に帰属**します。

1. 相続人の有無が不明な場合の手続きの流れ

- ① 相続財産法人の成立
相続人の有無不明または相続人が不存在の場合、相続財産の管理、清算及び相続人搜索の手続きを並行しておこなうための**相続財産法人を成立させます**。
- ② 相続財産管理人の選任等
相続財産の管理、清算を行うべき**相続財産管理人を選任し、公告をします**。(第1回目の**相続人搜索の公告**としての意味もあります)いない場合は、家庭裁判所に決めてもらいます。
- ③ 相続債務者等への弁済
相続財産管理人の公告から2か月以内に、一切の相続債権者等に**債権申し出の公告**をします。(第2回目の**相続人搜索公告**としての意味もちます)
- ④ 相続人搜索の公告
3回目かつ最後の相続人搜索の公告をします。
- ⑤ 清算後の相続財産
 - イ) 特別縁故者への相続財産の分与
相続人搜索の公告で定められた期間の満了後3か月以内に、**一定の特別の縁故者は相続財産の全部または一部の分与の申し立てを家庭裁判所にすることができます**。家庭裁判所はその申し立てが相当と認められるときは、清算後の残余財産の一部または全部を与えることができます。
 - ロ) 相続財産の国庫への帰属
特別縁故者の申し立てがない場合は、または申し立ての結果、一部残余財産がある場合は、**相続財産は国庫に帰属**します。

要するに…

相続人がいない場合は、相続財産は国庫に帰属します。ただし、家庭裁判所に認められた**特別縁故者**がいる場合は財産分与を受ける事ができます。この特別縁故者とは、通常、**被相続人と生計を一にしていた内縁の妻や被相続人の療養看護に努めた者など**をいいます。